

## 審 査 基 準

- 1 審査基準は下表のとおりとする。
- 2 委員の審査合計点が最も高い者を契約候補者として選定する。  
但し、審査合計点を同じくする者がいた場合は、委員において協議し決定する。
- 3 基本配点の平均点が30点未満の応募者は不採択とする。

評価項目	評価基準	配点／人
事業の目的・趣旨との整合性	・ 本事業の目的や趣旨を理解した内容になっているか	5
事業内容の妥当性	・ 研修について、農福連携に係る専門人材の育成につながるような実践的かつ効果的なカリキュラム構成・講師となっているか	8
	・ 研修内容は、基準プログラムに準拠したものとなっているか	7
	・ 業務を安定的に遂行できる適切なスケジュールになっているか	7
業務遂行能力	・ 業務を実施できる十分な管理責任体制があり、適切な運営をすることができるか	7
	・ 業務を実施できる必要な専門的機能や知識を有しているか	8
	・ 本事業に類似した業務実績を有しているか	
独自性	・ 演習や実地研修に際して、効果的な工夫等が図られているか	3
事業費	・ 業務内容に対し、適切な経費が計上されているか	5
合 計		50